*DOVA TRAVEL EXPRESS*

2023　１月号

発行元　株式会社DOVA TRAVEL　　責任者　土橋 泰行

愛知県名古屋市西区名駅2-25-10 TEL （０５２）５７１－３０５６　FAX （０５２）５７１－３０１９

新年あけましておめでとうございます。おかげさまで、2028年３月まで旅行業の登録の更新ができました。今後一層皆様のお役に立てる提案、実施ができるように頑張りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

皆さまの会社、グループ等の宜雄両行に関しまして、いくつか解釈が変わった事例がございます。併せて今後の旅行事情についてご案内させて頂きたいと思います。コロナの予防に関してですが、基本二重マスク（一つは４層のもの）、距離に気を付けることを徹底してください。病院で当直のバイトをしていますが、最近のどの痛み、発熱の問い合わせも年末から増えています。手洗い、消毒、飛沫に十分気を付ければある程度防げると考えられていますので、くれぐれもご注意ください。

**ますは社員旅行等に関する解釈の緩和が出ましたので通達でご案内します。**

「従業員レクリエーション旅行」の所得税（経済的利益）の取扱いは、過去に法令解釈通達が発出されているところですが、今般、同通達の具体的な取扱いについて、国税庁のタックスアンサーが公表され、従業員の参加割合が50％未満である従業員レクリエーション旅行であっても、一定の場合には課税対象とならないこと等が改めて示されたことから、観光庁より周知依頼がありました。詳細につきましては、以下をご参照ください。

[**https://www.anta.or.jp/mmb/kaiin/data/recreational-travel\_r041219.pdf**](https://www.anta.or.jp/mmb/kaiin/data/recreational-travel_r041219.pdf)

[**https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2603.htm**](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2603.htm)

[**https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2603\_qa.htm**](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2603_qa.htm)

**今までは参加者が５０パーセント以上が必須でしたが、社会通念上レクレーション旅行と考えられるものに関しては５０パーセント未満でも可能になりました。３８パーセント程度でも可能です。**

**旅行期間、参加者割合の要件及び少額不追及の趣旨を満たすことが必須となります。弊社ではこの要件に関しましては企画提案の段階から会社様の意向に合わせて沿うようにご提案してまいります。**

**疑問な点、ご不明点ございましたら遠慮なくお申し付けください。**

**※研修旅行等につきましても記載がございます。併せてぜひ活用ください。**

**現在推奨されている基本コロナ対策は特に大きく変わっていません。**

|  |  |
| --- | --- |
| 人と人との距離をあける | ・できるだけ2m（最低1m）あける・真正面を避けておしゃべりをする |
| マスク着用と咳エチケット | ・人混みではマスク着用と咳エチケットの徹底を・周りに人がいたらマスクを着用 |
| 手洗い・手指消毒 | ・手洗いは30秒かけて、ハンドソープと水で丁寧に洗う・消毒用アルコールの利用も効果的 |